

特別養護老人ホーム 智頭町立智頭心和苑 《短期入所生活介護サービス ご利用料金表》

下記の料金に基づき、必要に応じて合計した額をお支払いいただきます。 【※ 利用料金は要介護度により異なります】

1. 基本料金

(1) 施設利用料

介護保険の給付範囲を超えたサービス利用は、全額自己負担となります。

(単位/円 ※小数点以下四捨五入)

	公費一部負担額 / 日						⑦ 1日あたり (①~⑥) 合計	⑧ 介護職員等 処遇改善 加算Ⅲ	⑨ 1日あたり 合計		
	①	②	③	④	⑤	⑥			1割	2割	3割
	基本報酬	短期生活 機能訓練 体制加算	看護体制 加算 Ⅰ	看護体制 加算 Ⅱ	夜間職員 配置加算 Ⅱ	サービス提供 体制強化 加算Ⅰ					
要介護 1	704	12	4	8	18	22	768	⑦×日数に 11.3%を 乗じた 金額	855	1,710	2,565
要介護 2	772								930	1,860	2,790
要介護 3	847								1,014	2,028	3,042
要介護 4	918								1,093	2,186	3,279
要介護 5	987								1,170	2,340	3,510

(2) 自己負担分

	対象者 ※1	負担限度額 (日額)				合計 (①+②+③/日)
		① 居住費	② 食費	③ 日常生活費		
				有	無	
第1 段階	・世帯の全員が市町村民税を課税されていない方で 老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受けている方	880円	300円	150円	0円	1,330円
第2 段階	・世帯の全員が市町村民税を課税されていない方で 合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方	880円	600円			1,630円
第3 段階 ①	・世帯の全員が市町村民税を課税されていない方で、 合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円超 120万円以下の方	1,370円	1,000円			2,520円
第3 段階 ②	・世帯の全員が市町村民税を課税されていない方で、 合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間120万円超の方	1,370円	1,300円			2,820円
第4 段階	・上記以外の方	2,066円	1,445円			3,661円

※1 所得に応じて、食費・居住費の負担限度額が設けられており、上記(1~3段階)に該当する方は、負担が軽減されます。

(負担の軽減を受けるには、市町村への申請が必要です。)

※2 食費(材料費)(1食あたり) 朝食 405円 昼食 520円 夕食 520円(経管栄養の方で、ご持参の場合無料)

※3 日常生活費を選択されない場合は合計金額から150円/日が引かれた合計金額になります。

(3) その他の体制加算

送迎加算	送迎を行った場合 片道につき	184 円/日
療養食加算	主治医の発行する食事箋に基づき食事を提供した場合	8 円/回
若年性認知症利用者受入加算	受入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定める	120 円/日
緊急短期入所受入加算	指定短期入所生活介護を緊急に行った場合(7日)	90 円/日
医療連携強化加算	いずれかの状態である場合 <input type="checkbox"/> 喀痰吸引を実施している状態 <input type="checkbox"/> 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 <input type="checkbox"/> 中心静脈注射を実施している状態 <input type="checkbox"/> 人工腎臓を実施している状態 <input type="checkbox"/> 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態 <input type="checkbox"/> 人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態 <input type="checkbox"/> 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態 <input type="checkbox"/> 褥瘡に対する治療を実施している状態 <input type="checkbox"/> 気管切開が行われている状態	58 円/日

※ 利用者様の状況に応じて利用料金が異なります。

2. 減額となるサービス

(1) 高額介護サービス費

1か月に支払った介護サービス費用の一部負担(公費一部負担)が、一定の上限額を超えた場合は、その差額が高額介護サービス費として払い戻されます。(市町村への申請が必要です)

	区分	負担額の上限額(月額)
新設	課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)
	課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円(世帯)
	市町村民税課税～課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円(世帯)
	世帯の全員が市町村民税非課税	24,600円(世帯)
	前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
	生活保護を受給している方等	15,000円(世帯)

(2) 社会福祉法人減免制度

智頭心和苑では、市町村への申請により認定を受けた方は、社会福祉法人による利用者負担軽減制度をご利用いただくことができます。

【お支払い方法】

《 心和苑ご利用料金 》

ご利用の翌月末に、ご指定の金融機関から口座振替にてお支払いいただきます。
サービス利用料は、ご利用の翌月20日までに、請求書を送付します。